

岳麓書院藏秦簡「秦律令（壹）」徭律詁注（二）

小林 文 治

154/1374,155/1406-1

原文

● 繇律曰毋敢傳段典居旬于官府毋令士五爲史養 = 馬毋令典老行書令居貲司寇隸臣妾行書

154/1374

155/1406-1

校訂文

● 繇（徭）律曰、毋敢傳（使）段（假）典居旬于官府〔1〕。毋令士五（伍）爲史養・養馬〔2〕。毋令典・老行書〔3〕。令居貲（積）・司寇・隸臣妾行書。

注釈

〔一〕 段典、官府〔整理小組〕（段（假）は）代理のこと。睡虎地秦簡「除史律」（詠者注：「秦律雜抄」第三二九簡）に「有興、除守齋夫、段（假）佐居守者……」とある。「案」いわゆる「假官」は、通説では代理・兼職と解されているが、官吏の試用期間（高二〇〇〇・一九三～一九四頁、王偉二〇一七・六五～六六頁）、任務の必要に応じて身分を他の官吏に貸し与える意（高一九八一・一九三～一九六頁）、一定期間真官と同様の職能と権威を持つが、自身の官より高い官の代理となっても官秩自体は変化しないとす諸説がある（王偉二〇一七・七七、七九頁）。里耶秦簡では「丞相假史（9-456等）」「假御史（8-528+8-532+8-674）」「假守（仮郡守）（8-657等）」「假守丞（8-61+8-293+8-2012）」「假尉（仮郡尉）（9-1等）」「假屬（9-2305）」

「假卒史 (8-78等)」「假令史 (8-802等)」「假令佐 (8-1231)」「將計假丞 (8-2)」「假畜官 (8-919)」「假少内 (8-888・8-936・8-2202等)」「假倉 (8-459等)」「假校長 (9-62等)」「假舍人 (9-2315)」が見える。このように、「假典」は用例がないため、京大班は誤字の可能性を指摘する (京大二〇一八・五三頁)。「居于官府」という文言は「居官府」とも表記され、出土文字資料に散見。石岡浩氏は「居官府」を過酷な労働を免除され官府で労働を行う優遇措置とする (石岡一九九七・八、一一頁)。

〔一〕史養養馬 [案]「養」は炊事係。主に隸臣等が就く (工藤二〇一八・一二〇頁)。里耶秦簡にも「諸徒隸當爲史僕・養者 (8-130・8-190・8-193)」と、う文言や、いわゆる「徒簿」には隸臣等が養に就いている例が見える。「養馬」は馬の世話をする者。「秦律十八種」金布律第一三九〜一四二簡に「都官有秩史及離官畜夫、養各一人、其佐・史與共養。十人、車牛一兩 (輛)、見牛者一人。都官之佐・史冗者、十人、養一人。十五人、車牛二兩 (輛)、見牛者一人。不盈十人者、各與其官長共養・車牛、都官佐・史不盈十五人者、七人以上鼠 (予) 車牛・僕、不盈七人者、三人以上鼠 (予) 養一人。小官毋 (無) 畜夫者、以此鼠 (予) 僕・車牛」とあり、都官の有秩史及び離官畜夫には一人、直属の佐史は上司と養を共有、都官の冗の佐史は一〇人ごとに養一人、一〇人未満であれば官長と養を共有、都官の佐史が七人未満く三人以上であれば養一人を付けるべきと規定されている (工藤二〇一八・一二二頁)。里耶秦簡では「卅一年後九月庚辰朔辛巳、遷陵丞昌謂倉畜夫。令史言、以辛巳視事、以律令假養、襲令史朝走啓 (8-1560)」とあり、令史に養が付けられているが、他卅も「卅一年後九月庚辰朔乙巳、啓陵」郷守取敢言之。佐取爲段 (假) 令史、以乙巳視事。謁令官假養・走。敢言之。／卅二年十月己酉朔辛亥、取敢言之。重謁令官問取當得養・走不當。當、何令史與共。不當、問不當狀 (9-30)」とあり、ここでは佐取が假令史に就任したが、假令史には養が付けられるかどうかを県に尋ねている。

本句は士伍による史の炊事係・馬の世話を禁止しているが、京大班も指摘するように、里耶秦簡には県外からきた更卒の可能性はあるものの士伍が史養に任ぜられた例がある (8-11・8-1572、京大二〇一八・五五頁)。

〔二〕母令典・老行書 [案]「行書」は文書送達の意。ここで里典・父老が文書送達の任から除外されているのは、彼らが郷里において職務を担っているため、行書のために郷里を離れると職務が滞る可能性があるからだろう。また「秦律十八種」行書律第二五一・二五二簡に「行傳書・受書、必書其起及到日月夙莫 (暮)、以輒相報殿 (也)。書有亡者、亟告官。隸臣妾老弱及不可誠仁者勿令」とあり、老年及び若年の隸臣妾による文書送達を禁じている。里典・父老は通常免老に達した者が就くので、本条の禁止事項は里典・父老が通常老年であることを理由に設定された可能性もある。

書き下し文

繇律に曰く、敢えて假の典をして官府に居句せしむる母かれ。士伍をして吏の養・養馬と爲さしむる母かれ。典・老をして行書せしむる母かれ。居實責・司寇・隸臣妾をして行書せしめよ。

現代語訳

繇律に言う。代理の里典に官府労役を一〇日間行わせてはいけない。士伍に吏の炊事・馬の世話をさせてはいけない。里典・父老に文書送達をさせてはいけない。居實責・司寇・隸臣妾に文書送達をさせよ。

156/1295, 157/1294, 158/1236, 159/1231

原文

● 繇律曰發繇興有爵以下到人弟子復子必先請屬所執灋郡各請其守皆言所爲及用積 156/1295
 徒數勿敢擅興及母敢擅傳赦童私屬奴及不從車牛凡免老及赦童未傳者縣勿敢傳節 157/1294
 載粟乃發赦童年十五歲以上史子未傳先覺 = 室令與粟事赦童當行粟而寡子獨與老 158/1236
 父老母居老如免老若獨與瘠病母居者皆勿行 159/1231

校訂文

● 繇(徭)律曰、發繇(徭)、興有爵以下到人弟子・復子(二)、必先請屬所執灋、郡各請其守(三)、皆言所爲及用積徒數(四)、勿敢擅興、及母敢擅傳(使)赦童・私屬(四)・奴及不從車牛(五)。凡免老及赦童未傳者(六)、縣勿敢傳(使)節(即)載粟乃發赦童年十五歲以上、史子未傳先覺(學)覺(學)室(七)、令與粟事。赦童當行粟而寡子獨與老父老母居、老如免老、若獨與瘠(癯)病母居者、皆勿行(八)。

【注釈】

〔一〕人弟子復子〔案〕「人弟子・復子」に類似する用例として「秦律令（壹）」徭律147/1232,148/1257,149/1269,150/1408に「人屬弟子・人復復子」があり、両者は同義と思しい。「人弟子」「復子」について、京大班はそれぞれ「私的な門生」「親が老年となり、その世話のために徭役を免除された者」と解す（京大二〇一八・五五頁）。

〔二〕執灋シツ其守〔案〕「執灋」は中央及び地方行政の監察官。中央執法・郡執法（王四維氏は「屬所執灋」を主に郡執法を指す語と指摘）があり、中央執法は丞相・御史大夫と同級、郡執法は二千石官（陳二〇一五・八〇九頁、王二〇一九・一五三〜一五四頁）。独立した「府」を持ち、丞・卒史・曹・屬官を統率する（土口二〇一七・四二〇〜四二二頁、王二〇一九・一五五頁）。その役割について、土口史記氏は①属下の県政についての監察、②上計・上功の受け渡しによる県と中央政府の仲介、③司法官として県をまたいだ広域の管轄を持ち司法情報を集約、④皇帝意思実現のため県の行政にも介入等の特徴を持つとする（土口二〇一七・四二〇〜四二二頁）。土口氏によれば本条の執法の役割は①に当たる。さらに⑤御史大夫とは異なる系統の監察機構で（王捷二〇一七・一四二頁、彭二〇一七・九二〜九三頁）、⑥監察機能を持つが事案の審理は行わない（王捷二〇一七・一四二頁、彭二〇一七・八四〜八八頁）、⑦郡内の黜陟管理（彭二〇一七・九一〜九二頁）、⑧「徒隸」や徭役の管理、⑨金銭の分配等の管理（王二〇一九・一六〇頁）等の諸説がある。

本条では「發徭」について「屬所執灋」への請求と郡守への請求が区別されている。土口・京大班両者はこれを内史と郡の別と解し、本段の執法も内史所屬とする（土口二〇一五・四三六〜四三七頁、京大二〇一八・五五頁）。

〔三〕用積徒數〔案〕「積」は里耶秦簡に「積戸」「大隸臣積」などと見え、戸・人数などののべ人数の意。従って「用積徒數」は「徭」に従事した「徒」ののべ人数。京大班は事前の見積もりの人数とする（京大二〇一八・五五頁）。

〔四〕私屬〔整理小組〕主人によつて奴婢身分から解放された男性。張家山漢簡「二年律令」亡律（詠者注：第一六二簡）に「奴婢爲善而主欲免者、許之、奴命爲私屬（詠者注：正しくは「奴命曰私屬」、婢爲庶人、皆復使及筭（算）、事之如奴婢」とある。〔案〕整理小組が挙げる「二年律令」亡律後文には「主死若有罪、以私屬爲庶人、刑者以爲隱官」とあり、私屬の主人が死亡したり罪を犯した場合、私屬は庶人となることができた。これより、宮宅潔氏は私屬を奴隸身分から解放されたといえども、いまだ元の主人と主従関係が存続している身分と解す（宮宅二〇〇九・二〇五〜二〇六頁）。

〔五〕從〔整理小組〕「從」は「隨」の意。「不從車牛」は、車牛とともに随行しない者。秦代では徭役従事は車牛をもつ

て代替でき、主人は自ら従事する必要はなかったのかもしれない。(案)「二年律令」徭律第四一簡に「發傳送、縣官車牛不足、令大夫以下有訾(貲)者、以訾(貲)共出車牛。及益、令其母訾(貲)者與共出牛食・約載具」とあり、輸送勞働の際、官の車牛が不足した場合、大夫以下で資産を持つ者から車牛を提供させる規定が見える。

〔六〕免老く傳者〔整理小組〕「免老」は、徭役を免除された老人。張家山漢簡「二年律令」傳律(訳者注・第三五六簡)に「大夫以上年五十八、不更六十二、簪裹六十三、上造六十四、公士六十五、公卒以下六十六、皆爲免老」とある。(案)本段「教童未傳者」は「教童の中で傳籍に登録されていない者」と解すべきか。このように解すと、教童の中に傳籍に登録されていた者と登録されていない者を想定しなければならず、教童を「傳籍に登録されていない子供」と解す説(前稿参照)と矛盾する。本条後半は様々な「教童」に関する勞役徵發規定であるので、「教童未傳者」もそのような教童のひとつと解すべきか。

〔七〕載粟く覺室〔整理小組〕「覺(學)室」は、学校。睡虎地秦簡・内史雜律(訳者注・第二五八簡)に「非史子毆(也)、毋敢學學室、犯令者有臯」とある。(案)「載粟」は穀物運搬のこと。里耶秦簡で「載粟」は「伝送」「委輸」と区別されていること、本条で特定の未成年者も徵發可能であったことを見ると、「載粟」は他の輸送勞働とは異なる扱いであったと思われる。本段ではその従事者として十五歳以上の「教童」とまだ史の子のうち、傳籍に登録されていないがすでに「學室」で学んでいる者が挙げられている。両者は未成年者のうちでもある程度成長し、「載粟」勞働に耐えられると見なされていたため、使役が許されていたのだろう。なお、里耶秦簡の「徒簿」では刑徒が「載粟」勞働を行っている例があり、従事者は未成年者に限らない。

〔八〕教童く勿行〔案〕「瘖病」は「罷癡」のこと。「二年律令」傳律第三三三簡に「當傳、高不盈六尺二寸以下、及天鳥、皆以爲罷瘖(癡)」とあり、「罷癡」認定要件に身長と先天性の身体障害が挙げられている。「寡子」は「寡(夫を亡くした妻)」の子と思しい。京大班は孤児の可能性を指摘する(京大二〇一八・五七頁)。「教童」から「勿行」までは「載粟」勞働免除の対象者が列挙されている。「二年律令」徭律第四〇八簡に「諸當行粟、獨與若父母居老如院老、若其父母罷瘖(癡)者、皆勿行」とあり、本句との対応関係に注目される。すなわち、①「秦律令(壹)」徭律は「教童」に限定した規定と解されるのに対し、「二年律令」徭律は身分が限定されているとは解されないこと、②「秦律令(壹)」徭律では父母が「免老」に達して初めて子の勞役が免除されるのに対し、「二年律令」徭律では父母が「院老」になれば免除されること、③「秦律令(壹)」徭律

は「敖童」の勞役免除要件が「罷癘」の母と同居している場合と限定的なのに対し（京大班は「父母」の「父」字が脱落したものと推測（京大二〇一八・五八頁）、「二年律令」徭律では「罷癘」の父母と同居している場合とされていること、等の違いがある。

【参考】類似箇所と比較
本条

敖童當行粟而寡子獨與老父老母居、老如免老、若獨與瘠（癘）病母居者、皆勿行。

「二年律令」徭律第四〇八簡

諸當行粟、獨與若父母居、老如院老、若其父母罷瘠（癘）者、皆勿行。

書き下し文

●徭律に曰く、徭を發するや、有爵以下より人の弟子・復子に到るまでを興し、必ず先ず屬所の執灑に請い、郡は各々其の守に請い、皆な爲す所及び用うる積徒の數を言い、敢て擅に興す勿く、及び敢て擅に敖童・私屬・奴及び車牛に従わざるものを使う母れ。凡そ免老及び敖童の未だ傳せざる者は、縣、敢て使う勿れ。即し粟を載せば乃ち敖童の年十五歳以上、史子の未だ傳せずして先に學室に學ぶものを發し、粟の事に與からしめよ。敖童、粟を行るに當るも寡子の獨り老父・老母と居するも、老いて免老の如きもの、若しくは獨り癘病の母と居する者は、皆な行る勿れ。

現代語訳

●徭律に言う。「徭」を実行する場合、有爵以下から人の弟子・復除対象者の子までを徵發し、必ずまず（内史は）所屬するところの執法に請求し、郡はそれぞれその郡守に請求し、みな「徭」の内容及び使役する徒の延べ人数を報告し、勝手に徵發してはならず、また勝手に敖童・私屬・奴及び車牛を供出して自らは行かない者を使役してはならない。およそ免老及び敖童でまだ傳籍に登録されていない者は、県はあえて使役してはならない。もし粟を運搬する場合は敖童で一五歳以上の者、史の子でまだ傳籍に登録されておらず、先に「學室」で学んでいる者を徵發し、粟の運搬に従事させよ。粟の運搬に従事する敖童のうち、兄弟がおらず老父母と居住している者、（父母が）老いて免老になっている者、「罷癘」の母と居住している者はい

ずれも従事させてはならない。

244/1241, 245/1242, 246/1363, 247/1386

原文

繇律曰歲興繇徒人爲三尺券一書其厚焉節發繇鄉畜夫必身與典以券行之田時先行富

244/1241

有賢人以閒時行貧者皆月券書其行月及所爲日數而署其都發及縣請其當行而病及不存

245/1242

署于券後有繇而聶行之節券繇令典各操其里繇徒券來與券以畀繇徒勿徵費勿令費日

246/1363

其移徙者輒移其行繇數徙所盡歲而更爲券各取其當聶及有贏者日數皆署新券以聶

247/1386

校訂文

繇(徭)律曰、歲興繇(徭)徒、人爲三尺券一〔一〕、書其厚焉〔二〕。節(即)發繇(徭)、鄉畜夫必身與典以券行之〔三〕。田時先行富有賢人〔四〕、以閒時行貧者、皆月券書其行月及所爲日數、而署其都發及縣請〔五〕。其當行而病及不存、署于券、後有繇(徭)而聶(躡)行之〔六〕。節(即)券繇(徭)〔七〕、令典各操其里繇(徭)徒券來、與券以畀繇(徭)徒〔八〕、勿徵費〔九〕、勿令費日。其移徙者、輒移其行繇(徭)數徙所、盡歲而更爲券、各取其當聶(躡)及有贏者日數、皆署新券以聶(躡)。

注釈

〔一〕三尺券 「整理小組」「三尺券」は「参弁券」の誤りか。あるいは文書形式に対する規定か。(案)整理小組が「三尺券」を「参弁券」の誤りと疑うのは三尺が長すぎることに、これまでに秦尺三尺の簡牘は見つかっていないことによるのだろう。秦三尺は約六九・三センチメートル。陳偉氏は本条の券の使用法が参弁券の一般的使用法と合わないこと、出土文字資料において参弁券は専ら「参」字が用いられるが、本条では「三」字が用いられている点を根拠に参弁券説を否定し、「徭」の実行月と行つた日数を記す必要があるため、三尺という長さになったとする(陳二〇一七・一九八〜一九九頁)。参弁券及び弁券は通常穀物・鈹物・金属・衣服等の支給と納入等の際いわゆる「憑証」として用いられるため、「徭」の実行月や日数を記録

する書写媒体としては適当でない。するとやはり「三尺券」が正しいか。

〔一〕厚〔整理小組〕財物の多寡のこと。『韓非子』有度篇に「毀國之厚以利其家」、『漢書』卷四九鼂錯伝に「禄利不厚、不可使久居危難之地」とある。〔案〕「厚」について、朱徳貴氏は徵発される民の家庭の経済状況とし、本条より「興徭」の際は年ごとに「三尺券」を作成し、そこに各戸の経済状況を記していたとする（朱二〇一六・九五頁）。石原遼平氏は簡牘の厚さと解す（石原二〇一九・八一頁）。

〔三〕典〔整理小組〕里典・田典を指す。本組後文の136簡（訳者注：246/136簡）に「節（即）券繇（徭）、令典各操其里繇（徭）徒券來與券」とあり、その中の典は本条「典」と同義である。〔案〕整理小組の解釈だと「典」が里典を指すことも田典を指すこともあることだが、例えば「二年律令」錢律第二〇一簡に「盜鑄錢及佐者、棄市。同居不告、贖耐。正・典・田典・伍人不告、罰金四兩」とあるように、律文では里典と田典は明確に区別される（柿沼二〇〇六・二七七～二七八頁）。

〔四〕田時／賢人〔整理小組〕（田時）は、農繁期のこと。「賢人」は、多財の人物。『六書故』動物四（訳者注：『六書故』は南宋・戴侗撰。動物四は卷二〇）に「賢、貨幣多於人也（訳者注：文淵閣四庫全書は「貨貝多於人也」に作る）」とある。〔案〕「賢」について、『説文』貝部に「賢、多才也」とあり、段玉裁注は「賢、多財也。財各本作才。今正。賢本多財之稱。引伸之凡多皆曰賢。人稱賢能、因習其引伸之義而廢其本義矣」とある（朱二〇一六・九六頁）。

〔五〕而署／縣請〔整理小組〕（署）は、サインのこと。（都）は、都官のこと。〔案〕「都發」について、陳偉氏は「都官が行う徭役」のほか、「都」を「およそ」「すべて」とした上で「集団的な大規模徭役」という解釈の可能性を示す（陳二〇一七・二〇一～二〇二頁）。「都」が表す意についてはほかに「中心の（都郷）」「中央（楊二〇一五・一二頁）」などが想定できる。本段では「都」と「県」が対比されていること、秦律中では「県」と「都官」の併記が散見することから、ここでの「都」はやはり都官か。「縣請」について、陳偉氏は特殊な状況において、県が上級機関に申請することとする（陳二〇一七・二〇一～二〇二頁）。本句は「都」の動詞が「發」であるのに対し、「県」の動詞が「請」を用いている対比に注目される。「發」を「發徭」のごとく実行する意と仮定すると、「都」は中央直屬機関による徭役のため申請を経ず直接実行できるので「發」が使われ、県は徭役申請が必要なため「請」が用いられているのかもしれない。

〔六〕聶〔整理小組〕張家山漢簡「二年律令」徭律（訳者注：第四〇七簡）に「當繇（徭）戍而病盈卒歲及毆（繫）、勿聶（攝）」とあり、その整理小組注に「攝、拘捕、『國語』・『呉語』注、「執也」とある。一説に「聶」は「蹶」に通じ、「追」の意。

『文選』潘獄「籍田賦」に「躡踵側肩」、李善注に「説文」曰、「躡、追也」。躡其踵所以爲追逐也」とある。(案)「躡」について、陳偉氏は「何らかの理由で徭役に従事できなかった者に対し、足らなかつた分従事するように求めること」と解す(陳二〇一七・二〇四頁)。

〔七〕券繇〔整理小組〕徭役従事の状態を券書に登記すること。(案)「券繇」の手続きについて、陳偉氏は①郷畜夫が命令を下し、里典とともに行き、②月ごとあるいは年ごとにまとめて記録されるのではなく、一工程の労働が完了することに記録され、③徭役の記録とともに刻齒が刻まれ、副券を憑証としたとする(陳二〇一七・二〇五～二〇六頁)。

〔八〕令典繇徒〔案〕「操」は「とる」「持つ」意。「秦律令(参) 264/1645, 265/1701, 266/1657」に「●操書・符綦(券)有所之及有所受、未到官而亡、亡者獨坐之。留弗行、徵□論之、吏與徒偕、有所繇(徭)使上事、令徒操券書而亡之、吏與徒同論。雜律甲」とある。また里耶秦簡には「操律令(8173)など、「取り扱う」意と思しい例もある。「來與券以界繇(徭)徒」について陳偉氏は「里典が券を携えて、郷官にやってきて券を完成させて徭徒に与える」と解す(陳二〇一七・二〇五頁)。宮宅潔氏は「共同で割符に書き込んでから徭役人夫に渡す」と解す(宮宅二〇一九・一一頁)。

〔九〕徵贅〔整理小組〕「贅」は「あまりの人、もしくは「贅婿」を表すか。(案)陳偉氏は『漢書』卷七武帝紀元狩元年条の如淳注に「贅、会也。令勿擅徵召贅聚三老・孝弟・力田也」とあるのを根拠に「徵贅」を徭役人員を徵発して郷官に集合させる意、「費日」は移動等にかかる日にちをかけてはいけないという意とする(陳二〇一七・二〇五頁)。「徵贅」は他に用例がないが、「費日」は「秦律令(壹) 287/0019」に「皆勿令回費日、以便。毋(無)病、黔首爲故不從令者、貲丞・令史・執灑・執灑丞・卒史各二甲」とあり、文意は取りづらいが陳偉説と矛盾しないごくである。陳偉氏は以上のように解釈した上で、「令典各操其里繇(徭)徒券來與券以界繇(徭)徒、勿徵贅、勿令費日」の部分を「里典にその里の徭役人員の券を持って(郷官に)来させ、券を(郷官とともに)完成させて徭徒に与え、(徭役人員を徵発して郷官に)集合させてはならず、(徭役人員が移動にかかる)日にちを費やさせてはならない」と釈読する(陳二〇一七・二〇五頁)。

書き下し文

徭律に曰く、歲ごとに徭徒を興すに、人ごとに三尺の券一を爲り、其の厚を焉に書せ。即し徭を發するや、郷畜夫は、必ず身ら典と與に券を以て之を行れ。田時なれば先ず富みて賢有る人を行り、以て閒時なれば貧者を行り、皆な月ごとに其の行る

月及び爲す所の日数を券書し、而して其の都の發及び縣の請を署せ。其れ行るに當るも病む及び存せずんば、券に署し、後に徭有らば躡いで之を行れ。即し徭を券するや、典をして各々其の里の徭徒の券を操り、來りて與に券して以て徭徒に昇えしめ、贅を徴すること勿く、日を費やしむること勿れ。其の移徙する者は、輒ち其の行徭の數を徒所に移し、歳を盡せば更めて券を爲り、各々其の躡ぐに當る及び羸有る者の日數を取り、皆な新券に署して以て躡げ。

現代語訳

徭律に言う。一年ごとに徭役人員を徴発するとき、一人ごとに三尺の券を一つ作り、(その人の)資産の多少をそこに記せ。もし「徭」を実行する場合、郷畜夫は必ず自ら里典とともに券に基づいて実行せよ。農繁期であればまず資産のある裕福な者を行かせ、農閑期であれば貧しい者を行かせ、みなひと月ごとに「徭」に赴いた月及び従事した日数を券に記し、また都官が実行する「徭」か、県の請求による「徭」かを記せ。「徭」に赴くときに病氣であつたり不在であつた場合は、券に記入し、後に「徭」がある時に繰り越して「徭」に赴かせよ。もし「徭」を券に記録するとき、里典に各里の徭役人員が所有している券を管理させ、(里典は)やつてきて(徭役人員と)券に記入したのち徭徒に与え、余計に日数を算入することなく、徭徒の義務日数を消化させてはならない。他の土地に移る者は、その行つた徭役日数を移転先に移し、年度が切り替わつたら改めて券を作り、各々繰越の日数や余分に従事した日数を把握し、みな新しい券に記録して繰り越せ。

248/1394,249/1393,250/1429,251/1420,252/1424

原文

- 繇律曰委輸傳送重車負日行六十里空車八十里徒行百里其有
- 而傳于計令徒善攻開車食牛 = 犖將牛者不得券繇盡興隸臣妾司寇居贖責縣官 248/1394
- 之傳輸之其急事不可留毆乃爲興繇 = 有贖責拾日而身居其居縣官者縣節有 249/1393
- 繇戍其等當得出令繇 = 戍 = 已輒復居當繇戍病不能出及作盈卒歲以上爲除其病歲繇 250/1429
- 勿聶論毆除毆日繇戍以出日傳之 251/1420
- 252/1424

校訂文

● 繇(徭) 律曰、委輸・傳送、重車日行六十里^(二)、空車八十里、徒行百里^(三)。其有□□□□而□傳于計、令徒善攻開車^(三)。食牛、牛犂(齒)^(四)、將牛者不得券繇(徭)。盡興隸臣妾・司寇・居貨贖責(債)・縣官□之□傳輸之、其急事、不可留毆(也)、乃爲興繇(徭) ^(五)。有貨贖責(債) 拾日而身居、其居縣官者、縣節(即) 有繇(徭) 戍、其等當得出、令繇(徭) 戍、繇(徭) 戍已、輒復居^(六)。當繇(繇) 戍、病不能出及作盈卒歲以上^(七)、爲除其病歲繇(徭)、勿聶(躡)。□□論毆(繫)、除毆(繫) 日繇(徭) 戍、以出日傳(使) 之^(八)。

注釈

〔一〕 重車〔整理小組〕 輜重を運搬する車。『孫子』作戰篇に「馳車千馱、革車千乘」、曹操注に「馳車、輕車也。駕馱馬。革車、重車也。言萬騎之重」、杜牧注に「輕車、乃戰車也。古者車戰、革車・輜車、重車也、載器械・財貨・衣裳也」とある。
〔二〕 委輸〱百里〔案〕 これら輸送における一日の移動距離の規定は「二年律令」徭律第四二二簡に「事委輸、傳送重車重負日行五十里、空車七十里、徒行八十里」、『九章算術』卷七均輸に「今有程傳委輸、空車日行七十里、重車日行五十里」とあり、「秦律令(壹)」よりも一日の移動が短く規定されている。

〔三〕 攻開〔整理小組〕 車の「釘鋼」のところに膠や油脂等を塗ること。「開」は「鋼」に通じる。『釋名』釋車に「鋼、開也。開釘軸之間、使不相摩也」、睡虎地秦簡・司空律(詛者注・第一九七簡)に「攻開大車一輛(兩)(詛者注・正しくは「兩(輛)」、用膠一兩・脂二鍾」とある。〔案〕「釘」「鋼」は馬車の車輪部分の部品のことだが、「秦律十八種」司空律第一九三〱一九四簡に「不攻開車、車空失、大車帖(軸)紋(整)」、『爲吏治官及黔首』第二二一參簡に「牛饑、車不攻開」とあり、ここでの「攻開」は動詞。単なる修繕のみならず、膠を使って剥離部分を接着すること(工藤二〇一八・一八一頁)。

〔四〕 犂〔整理小組〕「犂」は「齒」に通じ、脂肪の少ない肉質のことで、「牛齒」は、牛が瘦せた意。「爲吏之道」(詛者注・第七一三參簡)に「畜産肥犂(齒)」とある。

〔五〕 〔案〕 鈎号より前段は委輸・伝送の輸送日数や車牛徵発について規定しているのに対し、後段は「徭戍」徵発について各種規定しており、前段と後段で内容が明確に異なる。するとこの鈎号は前段の内容がここまでで終了し、後段は別の

内容が記されていることを示すために打たれたのであろう。

〔六〕有貨ノ復居〔整理小組〕〔居縣〕は「居作の県を指す。〔案〕「拾日」の用例は「秦律令(壹)戌律184、1299、185、1238簡に「戌在署、父母妻死、遣歸葬。告縣、縣令拾日」、186/1225、187/146簡に「其疾病有瘳・已葬・劫已而遣往拾日子署、爲書以告將吏、所【將】疾病有瘳・已葬・劫已而敢弗遣拾日子署、賞尉・尉史・士吏主者各二甲、丞・令・令史各一甲」とあり、ここでは葬儀参加・疾病・告発のために欠勤した場合、その欠勤した日数を補填することを「拾日」と称している。陳偉氏はこれらすべての「拾」字を「給」字に読み替える(陳二〇一七・一七九頁)。徭役に関係のある「給……」の用例は「給邑中事(二年律令)徭律第四〇七簡」「給傳送事(同徭律第四一二簡)」があり、いずれも従事する意。

「有貨贖責(償)拾日而身居」の文言はいわゆる「居贖責」を具体的に述べたものと思しい。「其居縣官者」について、整理小組は「居縣、官者」と断句しているが、そうすると「官者」は何を指すのか判然としない。ここは「居縣官者」と連続すべきである。「居縣官」は、「二年律令」田律第二五三(二五四簡)に「馬・牛・羊・彘・彘・彘食人稼穡、罰主金馬・牛各一兩、四彘彘若十羊・彘當一牛、而令橋稼償主。縣官馬・牛・羊、罰吏徒主者。貧弗能贖(償)者、令居縣官」とあり、債務労働のこと。

〔七〕作盈卒歲以上〔案〕「作」は出土文字資料中に「作縣官(二年律令)徭律第四〇九簡」などが見え、「居官府」と同様、官府労働のこと。従って「病不能出及作盈卒歲以上、爲除其病歲繇(徭)、勿聶(躡)」は、「民のうち」病気で「徭」に出られない及び官署で労働を行うこと一年以上の者は、その病気にかかった年の「徭」義務を除き、後に繰り越さない」という意味になる。

〔八〕繇戌ノ傳之〔案〕本部分と類似する記述は「二年律令」徭律第四〇七簡に「●當繇(徭)戌而病盈卒歲及駮(繫)、勿聶(躡)」とあり、いずれも病氣及び「駮(繫)」された場合にその期間の徭戌を免除することに触れるが、「二年律令」徭律は官府労働に就いた場合の規定は見えない。

【参考】類似箇所と比較本条

當繇(徭)戌、病不能出及作盈卒歲以上、爲除其病歲繇(徭)、勿聶(躡)。□□論駮(繫)、除駮(繫)日繇(徭)戌、以出日傳(使)之。

「二年律令」徭律第四〇七簡

●當繇（徭）戍而病盈卒歲及般（繫）、勿聶（躡）

書き下し文

●徭律に曰く、委輸・傳送は、重車、負いて日ごとに六十里を行き、空車は八十里、徒行は百里。「其有□□□□□□□□□□而□傳于計」、徒をして善く車を攻聞せしめよ。牛に食らわすも、牛、𦉳せれば、牛を將いる者、徭を券するを得ず。盡く隸臣妾・司寇・居贖債・「縣官□□之□傳輸之」、其れ急事ならば、留む可からざるや、乃ち爲に徭を興せ。贖債有りて日を拾いて身居し、其れ縣官に居する者は、縣、即し徭戍有らば、其れ等しく出だすを得るに當り、徭戍せしめ、徭戍、已めば、輒ち復た居せしめよ。徭戍に當り、病みて出づる能わず及び作すこと卒歲以上に盈たば、爲に其の病む歳の徭を除き、躡ぐ勿れ。□□論じて繫せられば、繫がるる日の徭戍を除き、出づる日を以て之を使え。

現代語訳

徭律に言う。「委輸」「伝送」では、荷物を載せた車は一日の移動距離は六〇里、空車は八〇里、徒歩は一〇〇里とせよ。「其有□□□□□□而□傳于計」、「徒」によく車を修繕させよ。牛に食料を与えても牛が痩せたら、牛の管理者の「徭」を券に記録させてはならない。ことごとく隸臣妾・司寇・居贖債・「縣官□□之□傳輸之」、急用であれば、滞らせてはならず、「徭」を徴発せよ。贖債があつて債務労働に服し、それが県官で（労働を）行っている場合、県はひとしく（この者を）出して徭戍に従事させ、徭戍が終わったら、再び服役させよ。徭戍に当たった者が、病気で従事できなかつたり、官府労働に従事すること一年以上の者は、その病気になった年の「徭」を免除し、（消化していない義務日数を次年度に）繰り越してはならない。□□に論断されて獄に繫がれた場合、繫がれた日数の徭戍を免除し、出獄した日から使役せよ。

原文

253/305.254/1355.255/1313.256/0913

繇律曰發繇自不更以下繇戊自一日以上盡券書及署于牒將陽倍事者亦署之不從令及繇不當 253/1305

券 = 書 = 之質鄉畜夫吏主者各一甲丞令 = 史各一盾繇多員少員續計後年繇戊數發吏力足以均繇日 254/1325

盡歲弗均鄉畜夫吏及令史尉史主者貲各二甲左嚮令尉丞繇已盈員弗請而擅發者貲二甲免 255/1313

吏□繇□均偽爲其券書以均者貲二甲癡 256/0913

校訂文

繇(徭) 律曰、發繇(徭)、自不更以下繇(徭) 戊、自一日以上盡券書、及署于牒(牒)、將陽倍(背) 事者亦署之(背)、不從令及繇(徭) 不當券書券書之、貲鄉畜夫・吏主者各一甲、丞・令・令史各一盾。繇(徭) 多員少員(背)、續(贖) 計後年。繇(徭) 戊數發、吏力足以均繇(徭) 日(四)、盡歲弗均、鄉畜夫・吏及令史・尉史主者貲各二甲、左嚮(遷)(五)。令・尉・丞、繇(徭) 已盈員弗請而擅發者貲二甲、免。吏(？) □繇(徭) □均、偽爲其券書以均者貲二甲、癡。

注釈

〔一〕 牒〔案〕本段では不更以下の徭戊を徵發する際は券の記録とともに「牒」への記録が規定されている。これについて岳麓書院藏秦簡(二)簡に「興不更以下車牛各比爵徭(繇) 積、以二尺牒牒書不更以下當使者・車牛、人一牒、上」とあり、不更以下の車牛を徵發する際は二尺の「牒」に記録することが規定され、本条の「牒」との関係性に注目される(周二〇一九・二四頁)。「牒」はこれまで簡牘の形態や文書を指す語(『睡虎地秦墓竹簡』整理小組)・簡冊(Stack 二〇一八・二五九〜二六三頁)・簡冊に使われる簡の枚数(『張家山漢墓竹簡』二四七号墓)整理小組)・ある文書に添付される別の文書(高二〇〇八・三六五、四〇四頁)・竹簡もしくは文書の量詞であるとともに名詞的用法も有する語(張・李二〇一七・一二六〜一二七頁)などと解されてきたが(蘇二〇二〇・一四七〜一四八頁)、これらをまとめた上で蘇俊林氏は名詞としての「牒」を二尺の簡牘で作られた文書で、「功牒」「奔牒」「診牒」などがあるとする(蘇二〇二〇・一五三頁)。

〔二〕 將陽(署)之〔案〕秦律令(壹)「亡律(1010)簡に「闕亡盈十二月而得、耐。不盈十二月爲將陽、毆(繫)城旦春」とあり、「將陽」は本籍地から離れ、その期間が一年未満の場合のこと。本条は「將陽」と「倍(背)事」の二つの過失要素を記しているが、「封診式」第六七五〜六七八簡「亡自出」条に「●問之□名事定、以二月丙子將陽亡、三月中逋築宮廿日、

四年三月丁未籍一亡五月十日、母(無)它坐、莫覆問」とあり、男子甲が「將陽」の結果二〇日間の「築宮」作業に参加しなかったとある。すると「倍(背)事」とは「亡自出」に見える徭役不参加を示すか。

〔三〕員〔整理小組〕「数」のこと。〔案〕「員」は「秦律十八種」徭律第一八九〜一九〇簡に「縣爲恆事及獻有爲殿(也)、吏程攻(功)、羸員及減員自二日以上、爲不察」、二年律令「徭律第四一六簡に「都吏及令、丞時案不如律者論之、而歲上繇(徭)員及行繇(徭)數二千石官」とあり、徭役日数のこと(上藤二〇一八・一七五頁)。

〔四〕續計繇日〔整理小組〕「隤」に通じる。『広雅』釈古に「隤、下也」とある。「續(隤)計後年」は、この歳の計算を後ろ倒しすること。「二年律令」徭律(訳者注・第四一四簡)に「戌有餘及少者、隤後年」とある。〔案〕「續計後年繇戌數發吏力足以均繇日」の断句について、整理小組は「續(隤)計後年、繇(徭)戌數。發吏力足以均繇(徭)日」とするが、陳偉氏により改めた(陳二〇一六)。

〔五〕左遷〔整理小組〕官職の降格のこと。〔案〕「左遷」の語は官秩の降格の意として伝世文献に見え、『漢書』卷一四諸侯王表の顔師古注は「漢時依上古法、朝廷之列以右爲尊、故謂降秩爲左遷、仕諸侯爲左官也」と説明する。

書き下し文

徭律に曰く、徭を發するに、不更自り以下の徭戌は、一日自り以上は盡く券書し、及び牒に署し、將陽して事に背く者も亦た之に署し、令に従わず、及び徭の券書するに當らずして之に券書せば、郷嗇夫・吏の主者を貲すること各々一甲、丞・令・令史は各々一盾。徭の多員・少員は、計を後年に隤せ。徭戌の數、發せらるるに、吏、力足るに徭日を均くするを以てし、歲を盡くして均からずんば、郷嗇夫・吏及び令史・尉史の主者は貲各々二甲、左遷。令・尉・丞、徭、已に員に盈つるも請わずして擅に發する者は貲二甲、免ず。「吏」繇(徭)「均」、偽りて其の券書を爲りて以て均くする者は貲二甲、廢。

現代語訳

徭律に言う、「徭」を實行する場合、不更以下の者の徭戌は、一日以上の労働は全て券に記録し、また牒にも記録し、逃亡して(徭役に)服さなかった者もまた牒に記録し、令に従わなかったり「徭」を券に記録するのに当たらないのに記録したら、郷嗇夫・吏の責任者は各々貲一甲、丞・令・令史は各々貲一盾。「徭」の日数が多かったり少なかつたりしたら、その合計を

後の年に後ろ倒しせよ。「徭戍の数（日数？）」が発せられたら、吏は（徭役に）十分に足りるように徭役の日数を均等に割り振り、年度が終わるまでに均等にできなければ、郷嗇夫・吏及び令史・尉史の責任者は各々貲二甲のうえ降格とせよ。令・尉・丞が「徭」がすでに必要十分であるのに（また）請求せずに勝手に実行した場合は、貲二甲のうえ免職とせよ。「吏□徭□均」、偽ってその券書を作って（徭役日数を）均等にしたもの、貲二甲のうえ廢官とせよ。

〔附記〕前稿脱稿後、京都大学「秦代出土文字史料の研究」班「岳麓書院藏簡《秦律令（壹）》」訳注稿「その（二）」を得た。その中には151/1255.152/1371.153/1381の「奴苑」を龍崗秦簡や「為吏治官及黔首」に見える「驚苑」に比定している。前稿でこれに触れていないのは筆者の見落としであり、確かに「奴苑」は京大班的指摘する通り「驚苑」であろう。すると「漸（塹）奴（驚）苑」をいかに解すかが問題となる。京大版は「驚苑（農耕馬等を飼う牧場）に溝を掘る」と解しているが、「驚苑」が具体的にどのような施設か、「漸（塹）」を「溝を掘る」と解すべきかどうかは今後検証する必要がある。

参考文献

- 高一九八 高敏『雲夢秦簡初探（増訂本）』（河南人民出版社、一九八一年、初版一九七九年）
- 石岡一九九七 石岡浩「秦時代の刑罰減免をめぐる一睡虎地秦簡に見える「居官府」の分析から」（『史滴』二二、一九九七年）
- 柿沼二〇〇六 柿沼陽平「張家山第二七四号漢墓竹簡訳注（四） 錢律訳注」（『長江流域文化研究所年報』四、二〇〇六年）
- 高二〇〇八 高恒『《奏讞書》注釈』（同『秦漢簡牘中法制文書輯考』、社会科学文献出版社、二〇〇八年）
- 宮宅二〇〇九 宮宅潔『中国古代刑制史の研究』（京都大学学術出版会、二〇〇九年）
- 楊二〇一五 楊振紅「從秦、邦、内史」的演變看戰國秦漢時期郡県制的發展」（同『出土簡牘与秦漢社会（統編）』、広西師範大学出版社、二〇一五年）
- 陳二〇一五 陳松長「岳麓秦簡中的幾個官名考略」（『湖南大学学报（社会哲学版）』、二九一三、二〇一五年）
- 朱二〇一六 朱德貴「岳麓秦簡所見徭制問題分析——兼論「奴徭」和「吏徭」」（『江西師範大学学报（哲学社会科学版）』、

二〇一六年第四期。

陳二〇一六 陳偉「岳麓秦簡肆校商(三)」(簡帛網, 二〇一六年三月二九日, http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2506, 二〇一六年五月十三日閱覽)

王偉「秦守官、仮官制度綜考」(《簡帛研究》二〇一六秋冬卷, 二〇一七年)

張·李二〇一七 張顯成·李建平「簡帛量詞研究」(中華書局, 二〇一七年)

彭二〇一七 彭浩「談《岳麓書院藏秦簡(肆)》中的「執法」」(《出土文獻與法律史研究》六, 二〇一七年)

陳二〇一七 陳偉「秦簡牘校讀及所見制度考察」(武漢大學出版社, 二〇一七年)

王捷二〇一七 王捷「秦監察官「執法」的歷史啓示」(《環球法律評論》, 二〇一七年第二期)

土口二〇一七 土口史記「岳麓秦簡「執法」考」(《東方學報》京都九二, 二〇一七年)

staack 二〇一八 Thies Staack, "Single- and Multi-Piece Manuscripts in Early Imperial China: On the Background and Significance

of a Terminological Distinction." *Early China* 41 (2018), pp.245-295.

京大二〇一八 京都大學「秦代出土文字史料の研究」班「岳麓書院藏簡《秦律令(壹)》詁注稿 その(二)」(《東方學報

京都》九三, 二〇一八年)

宮宅二〇一九 宮宅潔「秦代徭役・兵役制度の再検討」(《東方學報》京都九四, 二〇一九年)

王二〇一九 王四維「秦郡「執法」考——兼論秦郡制的發展」(《社會科學》, 二〇一九年第一期)

周二〇一九 周海鋒「岳麓書院藏秦簡《徭律》研究」(《簡牘學研究》第八輯, 二〇一九年)

蘇二〇二〇 蘇俊林「秦簡牘中「牒」字的使用與含義」(《簡帛》第二〇輯, 二〇二〇年)

(北京師範大學史學研究中心博士後)